答 申 書

平成22年1月8日

安曇野市長 宮澤 宗弘 様

安曇野市情報公開·個人情報保護審査会 会長 三澤 敏雄

第1 審査会の結論

安曇野市長が、異議申立人の情報公開請求に対して、平成20年8月14日付け20農庶Aア-8第64号において、①社団法人長野県農協地域開発機構に委託した費用対効果基礎調査結果、②平成14年度に東京に出張し株式会社カゴメ(以下「(株)カゴメ」という。)とトマト事業について協議した文書、メモ類と平成14年7月22日及び平成15年1月30日の出張に関する復命書(出張報告書)、③平成14年度及び平成15年度に(株)カゴメとトマト事業について協議した際の文書及びメモ類に係る公文書は存在しないとしてこれを不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経緯及び趣旨

- 1 異議申立ての経緯
 - (1) 異議申立人は、平成20年7月31日付けで安曇野市情報公開条例(平成18年安曇野市条例第5号。以下「本件条例」という。)第6条の規定により、①社団法人長野県農協地域開発機構に委託した費用対効果基礎調査結果、②平成14年度に東京に出張し(株)カゴメとトマト事業について協議した文書、メモ類と平成14年7月22日及び平成15年1月30日の出張に関する復命書(出張報告書)、③平成14年度及び平成15年度に(株)カゴメとトマト事業について協議した際の文書及びメモ類に係る公文書の公開を請求した。
 - (2) 平成20年8月14日、安曇野市長(以下「実施機関」という。)は、①社団 法人長野県農協地域開発機構に委託した費用対効果基礎調査結果、②平成14年 度に東京に出張し(株)カゴメとトマト事業について協議した文書、メモ類と平成14年7月22日及び平成15年1月30日の出張に関する復命書(出張報告書)、③平成14年度及び平成15年度に(株)カゴメとトマト事業について協議した際の文書及びメモ類に係る公文書は存在しないとしてこれを不存在とする決定を行い、異議申立人に通知した(平成20年8月14日付け20農庶Aアー8第64号)。
 - (3) 平成20年8月20日、異議申立人は、本件公文書不存在決定を不服として、 本件条例第12条の規定により実施機関に対し異議申立てを行った。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人は、異議申立ての理由として、当時の三郷村の財政規模からして20 億円を超える本件トマト栽培事業は、その経過を示す文書類が補助金の償還終了ま たは管理業務委託の終了まで保存されるべきものであることは一般的感情からし て当然であることを指摘している。

第3 審査会の判断

1 審査会の結論

当審査会は、安曇野市情報公開審査諮問書(平成20年10月31日付け20農庶Aア-10第7号)を受理し、本件異議申立てについて、平成21年3月16日に開催された会議及び平成21年5月22日に開催された会議において審査し、かつ平成21年3月16日に行われた異議申立人による口頭意見陳述、平成21年3月16日に行われた実施機関からの説明および実施機関への事情聴取を踏まえて判断したところ、実施機関が、異議申立人の情報公開請求に対して、平成20年8月14日付け20農庶Aア-8第64号において、①社団法人長野県農協地域開発機構に委託した費用対効果基礎調査結果、②平成14年度に東京に出張し(株)カゴメとトマト事業について協議した文書、メモ類と平成14年7月22日及び平成15年1月30日の出張に関する復命書(出張報告書)、③平成14年度及び平成15年度に(株)カゴメとトマト事業について協議した際の文書及びメモ類に係る公文書は存在しないとしてこれを不存在とした決定は、妥当であるとの結論に至った、以下、上記①から③までの公文書ごとに審査会がかかる判断を行った理由を説明する。

2 社団法人長野県農協地域開発機構に委託した費用対効果基礎調査結果

実施機関の説明は、次のとおりである。異議申立人が公開を求めている文書は、旧三郷村が平成14年10月に社団法人長野県農協地域開発機構に委託した「三郷村経営構造対策推進事業報告書 暮らしを支える農業づくりを目指して」の作成にあたり、当該開発機構が独自に行った基礎調査の結果であると考えられる。旧三郷村は報告書の作成を委託したのであって、受託者は報告書を成果品として旧三郷村に提出した。旧三郷村はこれを検収した。すなわち、旧三郷村には受託者が報告書を作成する際の基礎調査結果を保有する必要がないため、調査結果を保有していない。

以上の説明を踏まえて、当審査会で検討したところ、「旧三郷村は、社団法人長野県農協地域開発機構に報告書の作成を委託したのであって、受託者が報告書を作成する際に独自に行った基礎調査結果については受託者から提供を受けていない」、という実施機関の説明に特段不自然な点は認められず、当審査会としては、社団法人長野県農協地域開発機構に委託した費用対効果基礎調査結果に係る公文書が存

在するという確証を得ることはできなかった。したがって、当審査会は、実施機関が社団法人長野県農協地域開発機構に委託した費用対効果基礎調査結果に係る公文書について不存在決定を行ったことは妥当であると判断する。

3 平成14年度に東京に出張し(株)カゴメとトマト事業について協議した文書、 メモ類と平成14年7月22日及び平成15年1月30日の出張に関する復命書 (出張報告書)

実施機関の説明は、次のとおりである。旧三郷村職員であった担当課長は、村長または助役に随行して出張したものであり、上司である村長または助役に復命する立場にあったが、当時は、あえて文書による報告を行う必要がないと判断した。そのため、復命書、文書、メモ等は存在していない。また、旧三郷村職員服務規程(昭和44年三郷村訓令第3号)第8条第2項の規定により口頭による復命が認められている。

以上の実施機関の説明を踏まえて、当審査会は、次のように判断した。旧三郷村 職員服務規程は、「出張は、出張命令簿によりするものとする。」(第8条第1項) と規定するとともに、「出張が終わったときには、3日以内に復命書により復命し なければならない。」(第8条第2項)と規定しており、平成14年7月22日及び 平成15年1月30日の出張に関する復命書(出張報告書)が存在するはずである (復命書は存在しないとしても、何らかの文書、メモ類が存在するはずである)と する異議申立人の主張も一理あると言わなければならない。そこで、当審査会にお いて実施機関から事情聴取を行ったのであるが、平成14年7月22日及び平成 15年1月30日の出張に関する復命書、文書、メモ等は存在しているとの確証を 得ることはできなかった。旧三郷村職員服務規程第8条第2項ただし書は、「軽易 な事項については口頭で復命することができる。」と規定し、口頭による復命も認 められていた。旧三郷村役場の当時の状況をも考慮すると、文書による報告の必要 性に関する当時の判断の妥当性はともかくとして、「当時は、あえて文書による報 告を行う必要がないと判断したため、復命書、文書、メモ等は存在していない」、 という実施機関の説明にもまったく合理性がないわけではないと考えられる。した がって、平成14年度に東京に出張し(株)カゴメとトマト事業について協議した 文書、メモ類と平成14年7月22日及び平成15年1月30日の出張に関する復 命書(出張報告書)に係る公文書は不存在と認めざるを得ず、実施機関が行った不 存在決定それ自体は妥当であると言わなければならない。

4 平成14年度及び平成15年度に(株)カゴメとトマト事業について協議した際 の文書及びメモ類

実施機関の説明は、次のとおりである。(株)カゴメとの協議については平成 15年3月三郷村議会一般質問答弁において村長が、(株)カゴメの技術指導、生産トマトの全量買い入れ、資本参加を受けて村の事業として計画した旨の答弁を始 めとして、平成15年6月議会、同7月議会、同9月議会、同12月議会及び平成 16年3月議会と、議会ごとに(株)カゴメとの協議内容や交渉の進捗状況を議会 に報告している。このように議会という公式の場で説明、報告してきており、公文 書として保存しているものはない。

以上の実施機関の説明を踏まえて、当審査会は、次のように判断した。旧三郷村 は、当時、農林水産省補助事業「販路開拓緊急対策事業」及び「アグリチャレンジ ャー支援事業」により、平成14年度事業として、新しい農業への挑戦、新たな販 路の開拓、地域雇用創出、さらには農地の有効活用等、地域農業の活性化を目的に 旧三郷村トマト栽培施設(現在、安曇野市トマト栽培施設。)の整備を進めていた。 その後、株式会社三郷ベジタブル(同社の資本金は6050万円であるが、旧三郷 村は同社に対して3100万円(出資率51.2%)を出資した。)が指定管理者 に指定され、平成16年4月1日から栽培施設の管理運営を行っている。株式会社 三郷ベジタブルは、(株) カゴメとの契約栽培方式により、(株) カゴメの栽培基準 で生産・販売事業を行っている。したがって、(株)カゴメとの提携は上記の事業 にとって極めて重要であるから、平成14年度および平成15年度において、旧三 郷村と(株)カゴメとの間で何らかの協議があったものと考えられる。そこで、当 審査会は、実施機関から事情聴取するとともに調査を行ったのであるが、平成14 年度及び平成15年度における(株)カゴメとトマト事業に関する協議に係る文書 及びメモ類が存在するという確証を得ることはできなかった。この結果、平成14 年度及び平成15年度に(株)カゴメとトマト事業について協議した際の文書及び メモ類に係る公文書は不存在と認めざるを得ず、不存在決定は妥当であると判断す るほかない。

第4 結論

当審査会は、前述のとおり、本件公文書を個別、具体的に検討した結果、「1 当審査会の結論」のとおり判断する。

以上